

8 消 安 第 9 4 7 号

令和 8 年 5 月 13 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第13項の規定により、次に掲げる動物用医薬品の承認事項の一部変更の承認をすること。

ローソニア・イントラセルラリス感染症生ワクチン（シード）（エンテリゾール イリアイティスTF及び同FC）

